

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン 概要

現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就労による自立を支援する事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する、国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

課題

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。



対応

※平成27年度より実施

8月の現況届にあわせた児童扶養手当受給者の「生活保護受給者等就労自立促進事業」への誘導の取組を「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と銘打ち、重点的な取組を展開。

- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置し、誘導を強化。
- ハローワークの常設窓口が設置されている地方自治体では、常設窓口への誘導を強化。
- キャンペーン周知用のチラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的な広報を実施。

キャンペーン実施結果（令和6年度）

- ・臨時相談窓口の設置件数： 949か所
- ・ハローワークの支援対象者となった者： 977名
- ・生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした常設窓口： 219か所